

## 令和5年度事業計画（案）について

### 公益目的事業

- 観光振興推進事業（実施事業；継続1）  
地域観光としてのイベント開催や観光関係従事者の人材育成を通し、市民の観光に対する理解と協力を深め、苫小牧市域及び支笏洞爺国立公園の観光振興・推進を図ることを目的として、事業の開催及び参加、関係機関との連携を実施。
  - (1) イベントの開催・参加  
緑ヶ丘公園まつりの実行委員会への助成開催（5月7日）  
たるまえサンフェスティバルの実行委員会への助成開催（9月9、10日）  
港まつりの参画  
スケートまつりの参画など
  - (2) 観光関係機関等との事業共催・連携  
接客セミナー（商工会議所との共催）  
樽前山登山会  
観光機関等との連携（負担金など）
- 観光宣伝誘致事業（実施事業；継続2）  
各種観光情報の収集・調査、市内外に向けた観光情報の提供を目指し、観光キャンペーンなどのPR活動へ参加し、宣伝誘致活動の推進を図る。
  - (1) 観光キャンペーン及び観光セールスの強化推進  
東京とまこまい会、宮古産業まつりなど
  - (2) 観光大使による事業推進
  - (3) 観光情報の提供
- 地域経済・文化振興事業（R5新規事業）  
苫小牧都市再生コンセプトプランを実現するため、苫小牧都市再生プロジェクト委員会で検討、承認された都市再生コンテンツ創出事業に取組み、観光事業の健全な発展を図り、地域経済・文化の振興と市民生活の安定向上に寄与する。
  - (1) 音楽パート事業  
苫小牧都市再生コンテンツ創出事業補助金交付要綱に基づき、補助対象事業の「音楽パート」のプロジェクトに取組む。
  - (2) 食パート事業  
苫小牧都市再生コンテンツ創出事業補助金交付要綱に基づき、補助対象事業の「食パート」のプロジェクトに取組む。
  - (3) スポーツパート事業  
苫小牧都市再生コンテンツ創出事業補助金交付要綱に基づき、補助対象事業の「スポーツパート」のプロジェクトに取組む。
- 地域活性化コンテンツ事業（R5新規事業）  
苫小牧都市再生コンセプトプラン事業と連動し（主旨を基に）、協会独自に地域活性化となるような事業に取組み、誘客、域内消費に繋がるコンテンツ事業を実施し、地域経済・文化の振興と市民生活の安定向上に寄与する。

## 収益等事業

- 観光案内所受託事業（その他事業；継続1）  
苫小牧市が設置する観光案内所の運営を受託し、苫小牧市及び東胆振管内等に関する情報提供を行う。
- 物産販売事業（その他事業；継続4）  
観光推進及び宣伝のため、以下の販売等を行う。
  - (1) 物産等販売
  - (2) とまチョップグッズ販売
  - (3) アニメグッズ販売
- レンタサイクル事業（その他事業；継続5）  
観光イメージ推進及び利便向上のため、観光案内所において観光客や市民に対して、自転車の貸出しを行う。
- 観光振興ビジョン受託事業  
アニメツーリズムや産業観光ツール等を通じて、点在する観光資源を有効活用し滞在時間の延長を目指すと共に、観光プロモーション及びセールスの強化を図り、本市への誘客とPRに努める。
  - (1) 観光誘客促進事業
    - 産業観光モニターツアー
    - モデルツアー造成事業
    - 道外観光客誘客促進事業
  - (2) アニメツーリズム事業  
本市に、縁のあるアニメを活用した各種事業を行政などと共に継続展開し、潜在する新たな誘客ターゲットの発掘と経済訴求があるアニメツーリズムを推進する。
- ふるさと納税返礼事業  
ふるさと納税による収入増加と特産品等を通じた本市のPRを主目的に、寄附して頂いた方々に対し、返礼品を送付する他、新たな返礼品を発掘することや市外へ情報発信することで、本市及び地場産品のPRに寄与するもの。
- 第78回国民スポーツ大会接待事業（R5新規事業）  
第78回国民スポーツ大会冬季スケート競技会・アイスホッケー競技会の大会期間中に全国から集まる選手・監督・大会役員などの関係者を温かく迎える歓迎業務を行う。
- 苫小牧市MICE誘致促進受託業務（R5新規事業）  
苫小牧都市再生コンセプトプラン、苫小牧市の概要、市政方針、総合計画、都市計画マスターplan、令和4年度苫小牧市MICE誘致推進方針策定調査報告書等に基づき、業務の企画提案、業務実施を行うもの。

## 組織の機能充実と基盤強化の推進

本協会は、平成20年12月1日から施行された新たな法人制度において、平成26年10月21日に北海道より公益目的支出計画の実施完了確認を受け一般社団法人への移行手続きを完了した。  
本協会は、本市観光事業における果たす役割を認識し、取り巻く様々な環境に対応するため、会員の連携・拡大を通じ、組織機能の充実及び運営基盤の強化を推進する。

- (1) 事務局の強化  
新たな職員の求人を実施
- (2) 財務体質の強化  
本市の公式キャラクター「とまチョップ」グッズやふるさと納税返礼品に関する事業、各種イベント等による本市特産品の販売により、独自財源の確保に向けた財務体質の強化を図る。  
※とまチョップグッズ・特産品の販売強化、ふるさと納税返礼品送付業務
- (3) 会員サービス事業の充実  
観光案内所やふるさと納税返礼品事業等の機会を通じた特産品等のPRと販売を通じ、魅力ある事業の拡充を図る。  
※接遇講習会、各種情報提供等
- (4) 各機関との連携  
北海道観光振興機構、胆振総合振興局、千歳観光連盟（DMO）、東胆振圏域の観光協会、市内関係機関等との連携により多方面より本市PRを行っていく。
- (5) 各種事業の受託
  - ・ 観光案内所運営業務
  - ・ ふるさと納税返礼品選定及び管理業務
  - ・ 観光振興ビジョン受託事業
  - ・ 国民スポーツ大会接待受託事業
  - ・ 苫小牧市MICE誘致促進受託業務

### 一般社団法人・一般財団法人と法人税 (国税庁)

公益法人に認定する制度が創設され、平成20年12月1日から施行。  
新たな公益法人制度における一般社団法人・一般財団法人に対する法人税の取扱い。

- 1 「公益法人認定法」に基づく公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人  
**公益法人等**として取り扱われ、法人税法上の収益事業から生じた所得が課税対象。  
公益目的事業は収益事業から除かれているので、公益目的事業から生じた所得は課税対象なりません。
- 2 公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人
  - ① 法人税法上の非営利型法人の要件を満たすもの（以下「非営利型法人」といいます。）  
**公益法人等**として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります。
  - ② 1以外のもの（以下「非営利型法人以外の法人」といいます。）  
普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

### 一般社団法人 苫小牧観光協会 定款

#### (目的)

第3条 この法人は、苫小牧市域及び支笏洞爺国立公園における観光客の誘致、観光施設の運営などの施策を講ずることにより、観光事業の健全な発展を図り、もって地域経済、文化の振興と市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興への啓蒙普及に関する事業
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致促進に関する事業
- (3) 観光関係従事者の人材確保及び資質向上等の人材育成に関する事業
- (4) 観光関連施設及び公共交通施設並びに、それらの付帯施設となる駐車場等の管理運営業務及び指定管理運営業務の受託に関する事業
- (5) 観光行事の企画、実施及び参加に関する事業
- (6) 観光情報の収集及び研究並びに提供に関する事業
- (7) 観光資源の調査、研究、開発及び整備促進に関する事業
- (8) 観光土産品の開発促進、宣伝、販売促進に関する事業
- (9) 観光事業関係機関及び諸団体との連携、協調に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業